

＜長生村福祉タクシー事業の助成までの流れ＞


- ①福祉タクシー事業利用者は、乗車の際にタクシー運転者（乗務員）に利用券を1枚手渡します（1回の利用につき、利用券1枚のみ使用可能）。
- ②タクシー運転者（乗務員）は利用券及び提示された利用資格者証記載の氏名や住所が一致していることを確認してください。
- ③目的地到着後、料金から1,500円を差し引いた額を請求してください（1,500円以下の場合は、利用券のみ受領してください）。
- ④利用券裏面に、乗車年月日、乗車料金（1,500円未満の場合）、指定事業者名、運転者氏名を記入してください。料金が1,500円未満だった場合は、利用者へ記入後の利用券裏面を提示してください。
- ⑤利用券を月末に取りまとめ、「福祉タクシー助成金及び事務手数料交付請求書」に利用券枚数や金額等必要事項を記入してください。
- ⑥利用券と「福祉タクシー助成金及び事務手数料交付請求書」を、翌月10日までに長生村役場福祉課に提出してください。
- ⑦提出後30日以内にご指定の口座にお振込みします。
事務手数料については、利用券1枚につき、100円をお支払いします。

※その他ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷 1-77 （長生村総合福祉センター内） 長生村役場 福祉課 福祉係 TEL 0475-32-2112 FAX 0475-32-6812 E-mail cho-fukushi@vill.chosei.lg.jp
--

利用資格者証

(表面)

登録番号 第 17100123 号		
長生村福祉タクシー利用資格者証		
氏名	見本 長生 太郎	
住所	長生村本郷1-77	
発行年月日	2017年4月1日	
有効期限	※ ※ ※ ※ ※	
長生村長 小高 陽一 		

(裏面)

利用上の注意	見本
<ul style="list-style-type: none"> ・この利用資格者証及び利用券を譲渡すること、又は担保に供することは、禁止します。 ・利用券を使用する際は、この利用資格者証を運転者へ提示してください。 ・利用資格者証に有効期限がある場合は、利用はその限りとなります。 	
連絡先 千葉県長生村福祉課 千葉県長生郡長生村本郷1番地77 電話 0475(32)2112	

【有効期限】

妊産婦は、出産予定日の3か月後の月の末日が有効期限となります。
 また、治療等のため運転が出来ない期間での一時利用等の場合に明記されます。
 「※ ※ ※ ※ ※」が表示されている場合、有効期限はありません。

利用券

(表面)

2017 年度	見本 No. 1
長生村福祉タクシー利用券	
有効期限	2018年3月31日
登録番号	利用者氏名
第 17100123 号	長生 太郎
助成額 1,500円	
※乗車料金が1,500円未満の場合は、裏面へ金額を記載	
発行者 長生村長 小高 陽一 	

(裏面)

乗車年月日	平成 29 年 4 月 1 日
乗車料金	※1,500円未満の場合のみ、その金額を記載 見本 1,360 円
指定事業者名	●●タクシー(株)
運転者氏名	金田 幸一
(注意事項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・乗車料金が1,500円未満でも利用者への払い戻しはありません。 ・償還払の申請の場合は、利用に該当する領収書毎に1枚の未使用の利用券を添えてください。 ・乗車料金について、各種制度の割引の適用を受ける場合は、適用後の金額に対しての助成となります。 ※身体障害者手帳等の提示(確認)が必要です。	
連絡先 千葉県長生村福祉課 電話0475(32)2112	

- ・4月から翌年3月までの1年間で最高48枚使用できます。
 ※人工透析療法を受けている方は最高144回、妊産婦は34回となります。
- ・乗車料金が1,500円以下の場合は、金銭の授受はせず、この利用券のみ運転手がお受け取りください。
 その際、お手数をおかけしますが、運転手は利用券裏面に乗車料金を記入し、利用者へ提示してください。
- ・利用券には必ず有効期限がありますので、受領する際に確認をお願いします。
 ※利用券は毎年3月に次年度(4月から翌年3月まで)分を利用者に送付します。